

## JAF・UCカード会員特約

**第1条(名称)** 本カードは一般社団法人 日本自動車連盟(以下「JAF」という。)と株式会社クレディセゾン(以下、「セゾン」という。)が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「JAF・UCカード」(以下、「カード」という。)と称します。

**第2条(会員)** 1.セゾンに対し、本特約および別途JAFの定めるJAF会員規則ならびに別途セゾンの定めるUCカード会員規約を承認のうえ、カードの利用をお申込みいただいた個人会員で、JAFおよびセゾンがカード利用を承諾した方を会員とします。契約は、JAFおよびセゾンが承諾をした日に成立するものとします。

2.JAF会員規則に定める家族会員、法人会員およびジュニア会員は入会の申し込みをすることはできません。

**第3条(カードの貸与と使用上の制限)** 1.JAFおよびセゾンは、会員にJAF会員証の機能とクレジットカードとしてのUCカード機能とを持ったカードを貸与します。なお、既にJAF会員の方はカード受領前に発行されたJAF会員証をカード到着次第処分するものとし、以後JAFのサービスを利用する際は係員の求めに応じてカードを提示するものとします。 2.カードはカード券面に表示された会員本人に限り利用できるものとします。 3.カード券面に表示された有効期限はカードの貸与期限であり、JAF会員証の有効期限とは必ずしも一致しません。

**第4条(JAF入会金およびJAF年会費)** 1.会員は、JAFに対して所定のJAF入会金およびJAF年会費をカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。 2.会員は、JAF会員証の有効期限の前月末日までに会員からJAFに対し別段の意思表示がない限り自動継続し、JAF年会費を支払うものとします。

**第5条(個人情報提供・利用に関する同意)** 会員および入会を申し込まれた方(以下、併せて「会員等」という。)は、JAFおよびセゾンが、以下の会員等の個人情報を以下の目的で相互に提供し、利用することに同意します。なお、JAFおよびセゾンは個人情報の提供・利用にあたっては、個人情報保護のため適切な措置を講じるものとします。 1.セゾンがJAFに提供する個人情報とJAFにおける

利用目的 (1)提供する個人情報 ①入会申込書および入会後の届出書等に記載された事項 ②入会審査の結果およびセゾン会員資格喪失の事実(理由を除く。) ③カード会員番号と有効期限 ④カードの利用情報(信用情報を除く。) (2)利用目的 ①JAF所定のカードに付帯するサービスの提供 ②JAF入会金・JAF年会費請求事務 2.JAFがセゾンに提供する個人情報とセゾンにおける利用目的 (1)提供する個人情報 ①JAF会員番号 ②JAF会員資格喪失の事実 ③JAFが保有する会員属性情報 (2)利用目的 ①セゾン所定のカードに付帯するサービスの提供 ②カード発行 ③セゾン会員管理

**第6条(会員資格の喪失)** 会員がJAF会員資格またはカード会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

**第7条(本規約の変更等の準用)** UCカード会員規約第20条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第20条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

<ご相談窓口>

■JAFに対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

一般社団法人 日本自動車連盟

〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館 ☎0570-00-2811

■セゾンに対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

UCカードコミュニケーションセンター 東京都中野区江原町1-13-22 ユビキタス株式会社クレディセゾン (東京)03-6893-8200 (大阪)06-7709-8555

URL <http://www.uccard.co.jp>

## JAF・UCゴールドカード会員特約

**第1条(名称)** 本カードは一般社団法人 日本自動車連盟(以下「JAF」という。)と株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」という。)が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「JAF・UCゴールドカード」(以下「ゴールドカード」という。)と称します。

**第2条(会員資格)** 1.セゾンに対し、本特約、JAF・UCカード会員規約および別途JAFの定めるJAF会員規則ならびに別途セゾンの定めるUCカード会員規約を承認のうえ、カードの利用をお申込みいただいた個人会員(会員番号の12桁目が「0」の方)で、JAFおよびセゾンがカード利用を承諾した方をゴールドカード会員(以下「ゴールド会員」という。)とします。契約は、JAFおよびセゾンが承諾をした日に成立するものとします。 2.JAF会員規則に定める法人会員、家族会員及びジュニア会員は入会の申し込みをすることはできません。

**第3条(JAF年会費)** ゴールド会員のJAF個人年会費は、JAF・UCカード会員特約第4条に拘らず、UCカード会員規約第3条で定める所定の年会費に含まれるものとします。ただし、JAF家族年会費は別途カード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

**第4条(本規約の変更等の準用)** UCカード会員規約第20条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード会員規約第20条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

一般社団法人 日本自動車連盟 〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館  
TEL.03-3578-4901 <http://www.jaf.or.jp/>